⑾　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

3　入札時積算数量書活用方式に関する事項

⑴　入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

⑵　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

⑶　受注者からの請求による⑴の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

⑷　⑴の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑸　⑴の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

4　週休２日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

⑴　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休２日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記⑶に規定する義務を負わない。

⑵　週休２日の考え方は以下のとおりである。

ア　「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

イ　「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ　「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ　「現場休息」とは、分離発注の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通じて現場作業がない状態をいう。

オ　「４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5％（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日等についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

⑶　受注者は、工事着手前に、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の全ての受注者間で現場閉所等の予定日を調整した上で、週休２日の取得計画が確認できる現場閉所等予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対して、週休２日工事取組意向表明書により、週休２日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全ての受注者間で調整した実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日等を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

⑷　監督職員は、受注者が作成する現場閉所日等が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。

⑸　発注者は、以下のアからウまでの現場閉所等の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、４週６休に満たない場合は、変更の対象としない。

ア　４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日／28日）以上）
　補正係数1.05

イ　４週７休以上４週８休未満（現場閉所率25％（７日／28日）以上28.5％未満）
　補正係数1.03

ウ　４週６休以上４週７休未満（現場閉所率21.4％（６日／28日）以上25％未満）
　補正係数1.01

⑹　現場閉所等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3592―7027　電子メールアドレス　skeiri@i.moj.go.jp

⑵　入札説明書等の入手期限及び入手方法

ア　入手期限　令和７年３月10日

イ　入手方法

㋐　入札説明書等　（入札説明書別冊の概略図面（以下「概略図面」という。）を除く。）は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。

㋑　概略図面は以下のａの方法で交付するので、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書（以下「誓約書」という。法務省ホームページからダウンロードできる。）」のＰＤＦデータを上記⑴の電子メールアドレス宛てに送付し、必ず入手すること。

なお、ａの方法により概略図面を入手することが困難な場合は、以下のｂ又はｃ等の方法により交付するので、誓約書のＰＤＦデータを電子メールで送付する際に、メール本文に希望する方法を記載すること。

ａ　クラウドストレージからのダウンロード

概略図面をダウンロードするためのＵＲＬを電子メールで通知するので同ＵＲＬからダウンロードすること。また、概略図面を閲覧するためのパスワードは別途電子メールで交付するので、上記⑴の電子メールアドレス宛てに、概略図面をダウンロードしたこと及び閲覧用パスワードの交付を申請する旨を電子メールで送信すること。

ｂ　窓口での交付　上記⑴の窓口にてＰＤＦデータ（ＣＤ―Ｒ）を交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く日の午前10時から午後５時までに限る。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付する。

ｃ　郵送による交付　郵送（着払い）にてＰＤＦデータ（ＣＤ―Ｒ）を交付する。なお、速達での郵送を希望する場合は、誓約書のＰＤＦデータを電子メールで送付する際に電子メール本文に付記すること。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付するので、上記⑴の電子メールアドレス宛てに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨の電子メールを別途送信すること。

⑶　申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　令和７年２月３日午後３時（必着）

第明治三十五種郵便物認可